

横浜市行政不服審査会答申
(第25号)

平成29年12月20日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「平成 29 年度市民税・県民税賦課決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

港北区長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に対して、平成 29 年度市民税・県民税賦課決定処分（平成 29 年 6 月 1 日付け。以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人は、失業中であるにもかかわらず、本件処分を行うことに不服があるとして、その取消しを求めて審査請求を行ったものである。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 失業中であるにもかかわらず、税を賦課することは不当である。
- (2) 弁明書の記載に誤りがあったため、本件処分は無効である。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、市民税・県民税の賦課期日である平成 29 年 1 月 1 日時点で、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活扶助を受けていない。また、審査請求人の平成 28 年の合計所得金額は、A 株式会社から支給された給与収入 3,462,539 円（前職給与 395,813 円を含む。）を基にすると、2,242,000 円と認められた。

審査請求人が失業中であるか否かは、市民税・県民税の賦課決定要件には関係がない上、非課税の要件にも該当しない。

- (2) 弁明書の記載に誤りがあったことについては、適切な対応を行っている。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判

断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 審査請求人は非課税対象者に当たるか

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 295 条第 1 項は、「市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税を課することができない」と規定し、同項第 1 号は、「生活保護法の規定による生活扶助を受けている者」と、同項第 2 号は、「障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が 125 万円を超える場合を除く。）」と規定する（法第 24 条の 5 第 1 項の規定により県民税も同じ。）。

審査請求人は、本件処分に係る賦課期日である平成 29 年 1 月 1 日において、生活保護法の規定により生活扶助を受けている者ではなく、また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定による精神障害者保健福祉手帳において障害等級 3 級とされているものの、(2)イのとおり、前年の合計所得金額（給与所得の金額）は 125 万円を超えているため、合計所得金額の基準を満たしていない。

したがって、審査請求人は、市民税・県民税の非課税対象者には当たらない。

(2) 審査請求人に賦課されるべき市民税・県民税の額について

ア 所得割額と均等割額の合計額による賦課について

法は、賦課期日現在、市内に住所を有する個人に対して、均等割額及び所得割額の合計額によって市民税・県民税を課すこととしている（法第 23 条、第 24 条第 1 項第 1 号、第 39 条、第 41 条第 1 項、第 292 条、第 294 条第 1 項第 1 号及び第 318 条）。

審査請求人は、本件処分に係る賦課期日である平成 29 年 1 月 1 日に横浜市内（港北区内）に住所を有していたことから、市民税・県民税が課されることとなる。

イ 所得割額について

審査請求人の平成 28 年の給与収入は、3,462,539 円であり、法及び所得

税法（昭和 40 年法律第 33 号）の規定により、給与所得控除額を控除した給与所得の金額は、2,242,000 円となる（法第 32 条第 1 項及び第 2 項並びに第 313 条第 1 項及び第 2 項並びに所得税法第 22 条第 2 項並びに第 28 条第 1 項及び第 4 項）。

次に、所得控除については、社会保険料控除 450,978 円（法第 34 条第 1 項第 3 号及び第 314 条の 2 第 1 項第 3 号）、障害者控除 260,000 円（法第 34 条第 1 項第 6 号及び第 314 条の 2 第 1 項第 6 号）及び基礎控除 330,000 円（法第 34 条第 2 項及び第 314 条の 2 第 2 項）の合計 1,040,978 円であるため、給与所得の金額 2,242,000 円から、所得控除の金額 1,040,978 円を控除した所得金額 1,201,000 円（法第 20 条の 4 の 2 第 1 項の規定により、1,000 円未満の端数切捨て）が課税標準額となる。

市民税の所得割額については、「所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100 分の 6 を乗じて得た金額とする」（横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 2）こととされ、県民税の所得割額については、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に「100 分の 4.025」（神奈川県県税条例（昭和 45 年神奈川県条例第 26 号）附則第 39 項第 1 号）を乗じて得た金額とすることとされている。

以上の規定によれば、市民税の所得割額は、所得控除後の所得金額 1,201,000 円に 100 分の 6 を乗じた額 72,060 円に、調整控除額 1,800 円を控除した 70,200 円（法第 20 条の 4 の 2 第 3 項の規定により、100 円未満の端数切捨て）が、市民税の所得割額となる。

次に、県民税の所得割額は、課税標準額 1,201,000 円に 100 分の 4.025 を乗じた 48,340 円に、調整控除額 1,200 円を控除した 47,100 円（法第 20 条の 4 の 2 第 3 項の規定により、100 円未満の端数切捨て）となる。

よって、所得割額の合計は 117,300 円となる。

ウ 均等割額について

市民税・県民税の均等割については、原則として、市内に住所を有する全ての住民に均等に課されるべきものである（法第 23 条第 1 項第 1 号、第 38 条、第 291 条第 1 項及び第 310 条）。

市民税に係る均等割額についてみると、まず、「第 21 条第 1 項第 1 号又

は第2号の者に対して課する均等割の税率は、年額3,000円とする」及び「平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第25条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする」（横浜市市税条例第25条及び附則第9条の4の2）との規定により3,500円となる。これに、「平成26年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税の均等割の税率は、市税条例附則第9条の4の2の規定にかかわらず、同条に定める額に900円を加算した額とする」（横浜みどり税条例（平成20年12月横浜市条例第51号）第2条第2項）との規定により900円を加算することとなるから、市民税の均等割額の合計額は4,400円となる。

そして、県民税に係る均等割額は、「1,000円とする」、「平成26年度から平成35年度までの各年度の分の個人の県民税の均等割の税率は、第11条の規定にかかわらず、1,500円とする」及び「均等割の税率は、第11条及び附則第7項の規定にかかわらず、1,300円（平成26年度から平成28年度までの各年度分にあつては1,800円）とする」（神奈川県県税条例第11条、附則第7項及び附則第39項第2号）との規定より1,800円となる。

よって、均等割額の合計は6,200円となる。

エ 以上のとおり、審査請求人に賦課されるべき市民税・県民税の額は、所得割額及び均等割額の合計である123,500円となり、誤りはない。

オ 以上のとおりであるから、本件処分に違法又は不当な点はない。

(3) 弁明書の記載の誤りについて

審査請求人は、弁明書の記載に誤りがあったことから、本件処分は無効であると主張するが、弁明書の記載誤りは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく本件審査請求の審理手続に係る事実であつて、本件処分の適法性・妥当性の判断に影響をもたらすような事実とはいえないから、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当であ

る。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成29年 7 月 4 日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成29年 7 月 21 日	・ 弁明書の受理
平成29年 7 月 24 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成29年 7 月 31 日	・ 反論書の受理
平成29年 8 月 4 日	・ 弁明書の訂正の受理
平成29年 8 月 9 日	・ 弁明書の訂正の送付
平成29年 9 月 5 日	・ 反論書（副本）の送付
平成29年11月20日	・ 口頭意見陳述
平成29年11月21日	・ 審理手続の終結
平成29年11月28日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成29年11月28日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成29年12月20日	・ 調査審議